

大阪薬科大学国際交流基金規程実施細則

(趣 旨)

第 1 条 大阪薬科大学国際交流基金規程（以下「規程」という。）第 6 条の規定に基づき、本細則を定める。

(国際交流委員会)

第 2 条 大阪薬科大学（以下「本学」という。）における国際交流の積極的な推進に資するため、国際交流委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会に関する規程は、別に定める。

(助成内容)

第 3 条 規程第 4 条第 1 項に定める事業は、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 海外学術交流協定大学等との間で実施する事業

①本学学生の海外留学

ア) 交通費、滞在費、参加費：1 名につき原則として 20 万円を限度に助成する。

イ) 申請は、当該学生が指導教員（アドバイザーを含む）の承認を得て、事業年度ごとに定められた期間内に指定する様式により行う。原則として、同一事業年度に複数回助成を受けることはできない。

②本学が受け入れた外国人留学生

ア) 交通費、滞在費、滞在中に必要となる交流経費等として、1 名につき原則として 20 万円を限度に助成できるものとする。ただし、受入期間が 60 日を超える場合は、40 万円を限度に助成することができる。

(2) 本学学生に対する渡航奨学事業

①海外研修旅行・海外語学留学

ア) 交通費、滞在費、参加費：1 名につき原則として対象経費総額に 5 割を乗じた額を助成する。ただし、15 万円を限度とする。

イ) 申請は、当該学生が指導教員（アドバイザーを含む）の承認を得て、事業年度ごとに定められた期間内に指定する様式により行う。原則として、同一事業年度に複数回助成を受けることはできない。

②国際学会等発表

ア) 交通費、滞在費、参加費：1 名につき原則として対象経費総額に 8 割を乗じた額を助成する。ただし、15 万円を限度とする。

イ) 申請は、当該学生が指導教員（アドバイザーを含む）の承認を得て、事業を実施する事前に指定する様式により行う。原則として、同一事業年度に複数回助成を受けることはできない。

(3) 本学が受け入れた私費外国人留学生に対する奨学事業

ア) 交通費、滞在費、研究費：1 名につき原則として 50 万円を限度に助成する。

イ) 申請は、当該留学生の指導教員（アドバイザーを含む）が事業を実施する事前に指

定する様式により行う。

(4) 外国人研究者等の招聘事業

ア) 交通費、滞在費、研究費：1名につき原則として25万円を限度に助成する。ただし、招聘期間が30日を超える場合は、50万円を限度に助成することができる。

イ) 申請は、当該研究者等の招聘責任教員が事業を実施する事前に指定する様式により行う。

(5) その他国際交流に必要な事業

ア) 交通費、滞在費、研究費等：1名（1件）につき原則として20万円を限度に助成する。

イ) 申請は、事業責任者が事業を実施する事前に指定する様式により行う。

(審査等)

第4条 前条の申請について、委員会が当該事業の内容等について審査し、学長が採否を決定する。

2 学長が採否を決定した場合は、理事長及び教授会に報告するとともに、当該事業の申請者に採否を通知する。

3 採択を通知された申請者は、学長が別途認めた場合を除き申請した事業を実施しなければならない。

4 採択の通知後、事業の実施前に申請した事業の内容に大きな変更が生じた場合、申請者は変更理由及び内容を学長に報告しなければならない。

5 前項の報告を受け、学長は変更の内容により採択の取消等を決定し、申請者に通知するものとする。

(事業報告)

第5条 規程第4条第1項に定める事業を実施した場合、申請者等は、速やかに報告書を学長に提出しなければならない。

2 前項の報告を受け、採択された事業の内容から変更されていた場合は、学長は理由書の提出を実施者に求めることができる。

3 前項により提出された理由書の内容により、学長は助成額の返還を求めることができる。

(海外学術交流協定大学等との間で実施する事業に関する取扱い)

第6条 申請事業が海外学術交流協定大学等との間で実施する内容の場合は、第3条に定める限度を超えて助成することができる。この場合、規程第4条第3項に定めるところにより、理事長の承認を要する。

2 学長の命を受け委員会が企画する海外学術交流協定大学等との間で実施する事業に係る審査等及び事業報告は、この細則の例による。

(雑則)

第7条 この細則に定めるもののほか、審査基準等に関し、必要な事項は、学長が別に定める。

(細則の改廃)

第8条 この細則の改廃は、理事長が行う。

附 則

この細則は、平成 21 年 10 月 26 日から施行する。(平成 21 年 10 月 26 日 理事長承認)

附 則

この細則は、平成 23 年 9 月 6 日から施行する。(平成 23 年 9 月 6 日 理事長承認)

附 則

この細則は、平成 26 年 1 月 27 日から施行する。(平成 26 年 1 月 27 日 理事長承認)

附 則

この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。(平成 27 年 2 月 27 日 理事長承認)

附 則

この細則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。(平成 28 年 2 月 16 日 理事長承認)

附 則

この細則は、平成 30 年 1 月 30 日から施行する。(平成 30 年 1 月 30 日 理事長承認)

附 則

この細則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。(平成 29 年 12 月 15 日 理事長承認)